



プロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月18日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	フィリピン及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：入国要件とされている新型コロナウイルス感染症に関するワクチンを接種していること

#### 6. 業務の背景

フィリピンは、東南アジアにおいて最も自然災害の発生頻度が高い国の一つであり、1990年以降、565件の災害が発生し、230億ドルの損失を被っている（UNDRR、2019）。その中でも、災害被害の多くは大規模の台風によるものであり、2013年の台風ヨランダの際には、6,300人が死亡し、公共インフラについては約2億ドル相当の損失が発生した。また、2021年の台風オデットの際は、400人超の死者、800万人超の被災者が確認されており、公共インフラについては約6

億ドル相当の損失が発生した。

自然災害への脅威に対し、フィリピン政府は、2010年に「災害リスク軽減・管理法」(共和国法(RA) No. 10121)(以下、「DRRM法」という。)を制定し、災害後の対応だけでなく、災害発生前の災害リスク削減にも焦点を当てた包括的なアプローチをビジョンとして示し、これに沿った「国家災害軽減・管理計画」(2011-2028)を策定し、災害リスク転移を含む包括的な災害リスク管理の一つとして、自然災害に起因したリスクに対する公共インフラの強靱化を目指している。しかし、現状では公共インフラ強靱化に必要な予算確保の為の制度や体制が十分に構築されておらず、災害時の復旧資金確保が課題である。

かかる課題を克服するべく、フィリピン政府は、2015年に「国家災害リスクファイナンス・保険戦略」(National Disaster Risk Financing and Insurance Strategy。以下、「DRFI戦略」という。)を策定し、中央政府、地方政府、個別世帯の各層が直接アクセス可能な災害復旧資金調達手段の構築に取り組んでいる。2017年の大統領令第4号では、公共インフラへの保険付保を徹底すべく、財務省(Department of Finance。以下、「DOF」という。)を議長とした関係者委員会(Inter-Agency Committee。以下、「IAC」という。)を設置し、財務省財務局(Bureau of Treasury。以下、「BTr」という。)が公共資産台帳(National Asset Registry System。以下、「NARS」という。)を整備し、公共資産に係る情報を一元管理することを決定している(その後、公共資産に係る開発予算調整会議(Development Budget Coordination Committee。以下、「DBCC」という。)の決議をもって、DBCCにおける公共資産に係る技術グループ(DBCC Technical Working Group on Asset Management。以下、「DBCC TWG AM」という。)が公共資産に係る方針の見直し・更新を担う役割をIACから引き継ぐこととなった)。

JICAは公共保険の引受機関である公務員保険機構(Government Service Insurance System。以下、「GSIS」という。)の要請を受け、「災害リスクベース保険料の導入を始めとした公共保険制度改善のための情報収集・確認調査」(2021年)を実施した。同調査を通じて、フィリピンの公共保険制度について、「強制保険にも関わらず依然として多くの公共施設に保険が掛けられていないこと(無保険)」、「保険金額が対象資産の復旧必要額を満たしていないこと(一部保険)」、「保険料が災害リスクに応じて設定されていないことで、被保険者間に不公平が生じていること」が課題として確認されている。同課題を受け、フィリピン政府は日本政府に対して「GSIS職員の保険引受や集積・管理に係る能力強化」、「再調達価額評価システムの構築・導入」、「リスクベース保険料率算出のための計算ツールの開発・導入」に関する技術協力プロジェクト「フィリピン国公的保険改善を通じた自然災害に対する公共資産の強靱性向上プロジェクト(以下、「本プロジェクト」という。)」の実施に係る協力を要請した。

上記要請を踏まえ JICA は、段階的に計画策定を行ったうえで本プロジェクトの本格活動を実施することとし、計画策定の第一段階として基本計画策定調査を実施することとなった。基本計画策定調査は、①本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について基本計画策定調査結果にまとめること、②関連事業を実施する比政府関係機関、他ドナーとの役割分担・連携方針を確認すること、③上位政策・計画を確認し、先方実施機関と協力の枠組みについて確認・協議し、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) 及び添付の PDM (Project Design Matrix)、PO (Plan of Operations) を含む基本計画に係る合意文書を締結することを目的として実施するものである。なお、その後、本プロジェクトを開始し、その中で計画策定の第二段階である詳細計画策定フェーズにおいて基本計画の見直し及び R/D 等の改訂を行い、本格活動実施フェーズに入ることを想定している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するための事前評価及び基本計画（上位目標、プロジェクト目標、成果、主な活動等）の取りまとめに必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する

本業務従事者の具体的な担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2022年10月下旬～11月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握の上、評価6基準を確認するために現地調査で収集すべき情報及び調査計画・方針を確認する。
- ② 先行調査等をレビューし、教訓や本プロジェクト実施にあたっての留意点を検討する。
- ③ プロジェクトのPDM案、PO案及び事業事前評価（案）を検討する。
- ④ 調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。
- ⑤ フィリピン側関係機関や他ドナー（世界銀行やアジア開発銀行）等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する（現地業

務開始前にJICAを通じてフィリピン側関係機関や他ドナーへ配付することを想定している)。

(2) 現地派遣期間 (2022年11月上旬～2022年11月下旬)

- ① JICAフィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ PCM手法、PDM及び技術協力プロジェクトの評価概要に関して、フィリピン側実施機関に対して説明を行う。
- ④ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、プロジェクトに必要なとなる投入、活動、アウトプット、指標等に関する情報・資料を収集・整理する。
- ⑤ 評価6基準の観点から必要な情報を収集し、プロジェクトを分析する。
- ⑥ 想定される成果指標に関するデータの所在と入手方法を把握する。
- ⑦ 各種情報収集・検討及び事業事前評価表(案)の検討結果を踏まえ、PCM手法の観点から事業の枠組みや評価指標に係る点について改訂案を検討する。
- ⑧ 各種情報収集・検討及び事業事前評価表(案)の検討結果を踏まえ、適切なモニタリング実施方針を検討する。
- ⑨ PDM案、PO案、R/D案及びM/M(Minutes of Meetings)案の作成に協力する。
- ⑩ 実施機関等との面談後速やかに記録を作成し、団員に共有する。
- ⑪ 担当分野に係る現地調査結果を、JICAフィリピン事務所、フィリピン国関係機関等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022年11月下旬～12月上旬)

- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② 帰国報告会、調査団内の打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ④ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の取りまとめに協力する。
- ⑤ 他の担当分野の業務従事者と連携し、担当分野に係る基本計画策定調査報告書(案)(和文)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作

成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 業務完了報告書（和文3部）

2022年12月5日（月）までに提出。

次の①～④、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 担当分野にかかる基本計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ リスクチェックリスト
- ④ 収集資料一式（面談録、質問票の回答を含む）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄マニラ（直行便）を標準とします。

### (2) 臨時会計役の委嘱

なし

### (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は2022年11月9日～11月23日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。また、JICA が別途契約するコンサルタント（災害リスクファイナンス担当団員）とは同じ現地業務期間を想定しています。なお、現時点では、上記 5. (2) で定めた予防接種要件を満たしていれば、フィリピン入国時の隔離は不要です。

## ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 技術企画 (JICA)
- エ) 災害リスクファイナンス (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

## ③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA の調査団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第五課から配付しますので、1rtd5@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・要請書 (写)
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ フィリピン国 マニラ首都圏における災害に対する公共インフラ強化のための損害保険活用に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート  
[https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_118\\_12309209.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_12309209.html)

- フィリピン国 災害リスクベース保険料の導入を始めとした公共保険制度改善のための情報収集・確認調査 ファイナル・レポート  
[https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_118\\_12367140.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_12367140.html)

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定す



る約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上